

上場株式等に係る配当所得等に関する市民税・府民税の課税誤りについて

個人市民税・府民税（以下「住民税」といいます。）について、特定配当等に
係る所得及び特定株式等譲渡所得（以下「上場株式等に係る配当所得等」とい
います。）の取り扱いの誤りにより、課税誤りがあることが判明しました。

1. 内容

住民税の税額は、原則として確定申告書が提出されれば、申告書に記載され
た内容に基づいて算定されます。

平成 15 年度の地方税制改正で関係規定が創設され、平成 17 年度以降、上場
株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が住民税の納税通知書送達後に提
出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入でき
ないこととされました。

しかし、本市では住民税納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合で
も、上場株式等に係る配当所得等を確定申告書の内容に従って住民税の税額算
定に算入したことにより、課税について誤りが生じたものであります。

2. 対象者等

平成 17 年度から平成 30 年度までの間に、住民税の納税通知書の送達後に上
場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方。

ただし、過去に遡って住民税の税額算定を変更する場合、地方税法第 17 条の
5 の規定により、税額の増額は 3 年分（平成 28 年度から平成 30 年度まで）、減
額は 5 年分（平成 26 年度から平成 30 年度まで）が対象となります。

(1) 住民税

50 件（40 人）

増額（納付）	11 件（11 人）	総額	121,794 円
減額（還付）	39 件（29 人）	総額	411,100 円

(2) 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

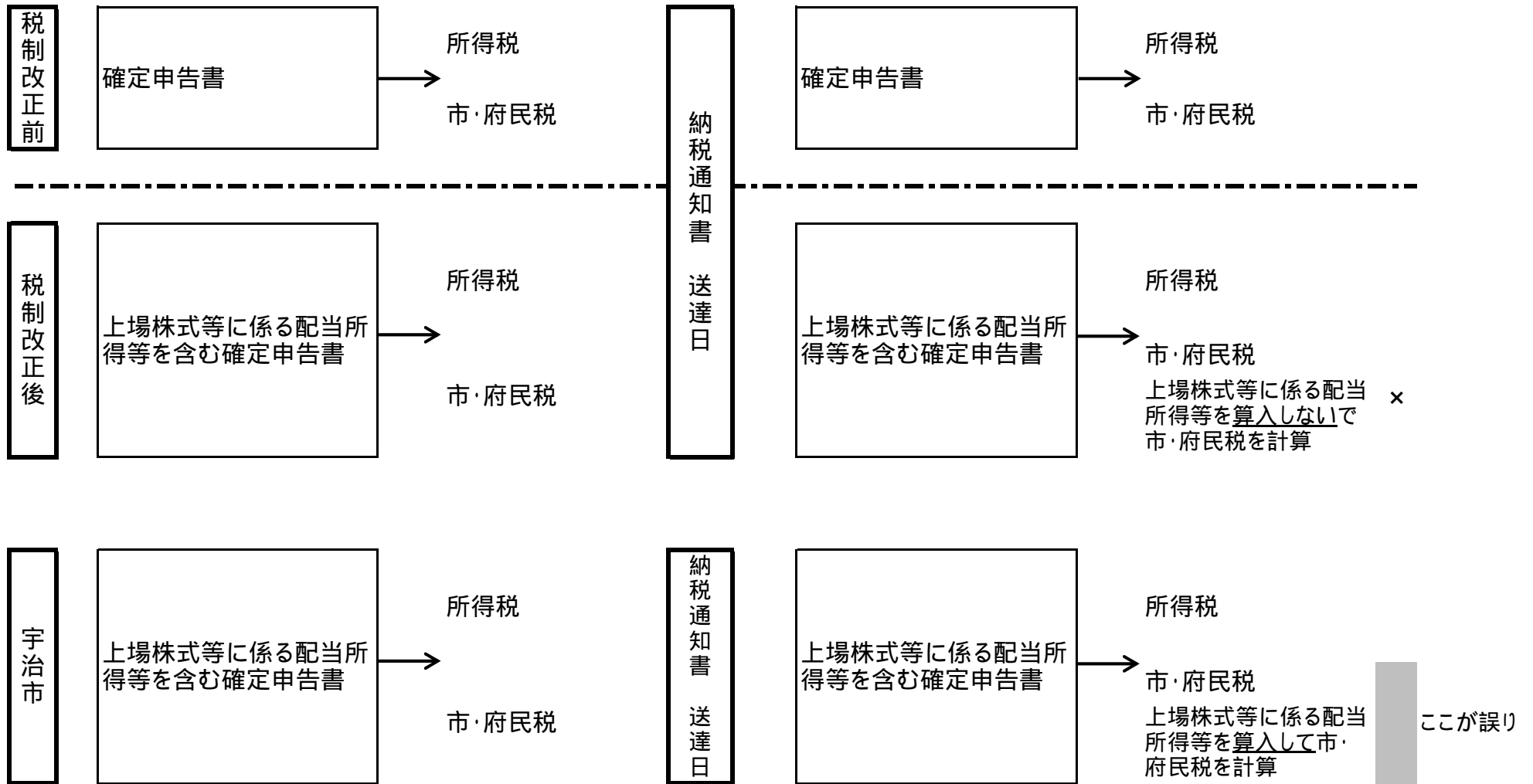
減額（還付）のみ 5 件（5 人） 総額 53,964 円

3．今後の対応

対象者には、課税誤りについてお詫びするとともに、丁寧な対応を行い、住民税が増額となる方には追加納付を、減額となる方には還付手続きをお願いします。

4．再発防止策

法令の解釈等の確認を行い、職員へ周知徹底することで、より一層職員の専門知識の習熟に努めるとともに、地方税法の改正時には、京都府や他市との情報交換を合わせて行うことで、正しい法令解釈に基づく適切な事務処理を徹底いたします。



税制改正後「上場株式等に係る配当所得等」は源泉徴収(所得税15.315%、市・府民税5%)されることとなったため、原則として確定申告は不要であるが、確定申告を選択することも可能。